関係法令等適合チェックリスト(〇〇大学)

平成〇年5月1日現在

【基準1 大学の目的】

観点	確認事項	適合状況	根拠(資料等)
1-1-1	大学の目的を学則等に定めているか	□ 定めている	•
	《大学設置基準第2条》	口 非該当	•
	学部、学科又は課程等の目的を学則等に	□ 定めている	•
	定めているか	□ 非該当	•
	《大学設置基準第2条》		
1-1-2	大学院の目的を学則等に定めているか	□ 定めている	
	《大学院設置基準第1条の2》 《専門職大学院設置基準第35条》	□ 非該当	•
	研究科又は専攻等の目的を学則等に定め	□ 定めている	•
	ているか	□ 非該当	•
	《大学院設置基準第1条の2》 《専門職大学院設置基準第35条》		

【基準2 教育研究組織】

観点	確認事項	適合状況	根拠(資料等)
2-2-①	教授会を置いているか	□ 置いている	•
	《学校教育法93条》		•
	教授会等の審議事項として、学生の入学、 退学、転学、留学、休学及び卒業を定めて いるか	口 定めている	
	《学校教育法施行規則第143条》 《学校教育法施行規則第144条》		

【基準3 教員及び教育支援者】

観点	確認事項	適合状況	根拠(資料等)
3-1-2	学士課程において、専任教員を法令に従い 適切に確保しているか	□ 適切に確保している □ 非該当	
	《大学設置基準第12条》 《大学設置基準第13条》 《大学設置基準第46条》 《大学設置基準第53条》 《大学設置基準別表第1》 《大学設置基準別表第2》 《大学通信教育設置基準9条》 《H16文科省告示第175号》 《H15文科省告示第44号》		
	学士課程において、キャンパスが分散している場合は、各キャンパスに専任の教員(教授又は准教授)を1人以上置いているか	□ 置いている □ 非該当	•
	《大学設置基準第7条4項》		
	教育上主要と認める授業科目について、原 則として専任の教授又は准教授が担当して いるか		
	《大学設置基準第10条》		
3-1-3	専門職学位課程を除く大学院課程において、教員を法令に従い適切に確保しているか	□ 適切に確保している □ 非該当	•
	《大学院設置基準第8条》 《大学院設置基準第9条の2》 《大学院設置基準第27条》 《大学院設置基準第38条》 《大学院設置基準第38条》 《H11文科省告示第175号》 《H11文科省告示第176号》 《H15文科省告示第50号》		
	専門職学位課程において、教員を法令に従い適切に確保しているか	□ 適切に確保している □ 非該当	
	《専門職大学院設置基準第5条》 《専門職大学院設置基準第35条》 《H15文科省告示第53号》		
	大学院課程において、キャンパスが分散している場合は、各キャンパスに専任の教員 (教授又は准教授)を1人以上置いているか	□ 置いている □ 非該当	
	《大学院設置基準第8条第6項》		

3-2-①	教員の採用・昇格等に関する基準を法令に 従い適切に定めているか 《大学設置基準第14条》 《大学設置基準第15条》 《大学設置基準第16条》 《大学設置基準第16条の2》 《大学設置基準第17条》 《大学院設置基準第9条》 《専門職大学院設置基準第5条》	□ 適切に定めている	•
3-3-①	図書館に専門的職員その他の専任の職員 を置いているか 《大学設置基準第38条第3項》	□置いている	•

【基準4 学生の受入】

観点	確認事項	適合状況	根拠(資料等)
4-1-1	入学者受入方針を定めているか	□ 定めている	•
			•
4-1-2	入学資格を法令に従い適切に定めている か	□ 適切に定めている	•
	,		•
	《学校教育法第90条》		
	《学校教育法第102条》		
	《学校教育法施行規則第150条》 《学校教育法施行規則第153条》		
	《学校教育法施行規則第154条》		
	《学校教育法施行規則第155条第1項》		
	《学校教育法施行規則第156条》 《学校教育法施行規則第159条》		
	《学校教育法施行規則第160条》		
	《各種文科省告示》		
4-2-(1)	 収容定員を学科又は課程を単位として、学	□ 定めている	
	部ごとに学則に定めているか	□非該当	
	 《大学設置基準第18条第1項》		
	《人子故自举华第10末第1項》		
	収容定員を課程の区分に応じ専攻を単位と して、研究科ごとに定めているか		•
		□ 非該当	•
	《大学院設置基準第10条第1項、第2項》		
	《専門職大学院設置基準第35条》		
	学士課程における入学定員に対する入学	□ 適正である	•
	者数が適正であるか(学部単位)	□ 超過(1.3倍以上)又は	•
	《大学設置基準第18条3項》	不足(0.7倍未満)がある	
		│□ 非該当	
	 大学院課程における入学定員に対する入	 □ 適正である	
	学者数が適正であるか(研究科単位(※複	□ 超過(1.3倍以上)又は	
	数の課程がある場合は課程ごと))	不足(0.7倍未満)がある	
	《大学院設置基準第10条第3項》	□ 非該当	
	《専門職大学院設置基準第35条》		
	専攻科、別科における入学定員に対する入	□ 適正である	
	学者数が適正であるか(組織単位)	□ 超過(1.3倍以上)又は	
		不足(0.7倍未満)がある	
		□ 非該当	
I			

【基準5 教育内容及び方法(学士課程)】

□ 非該当(学士課程なし)

観点	確認事項	適合状況	根拠(資料等)
5-1-(1)	教育課程の編成・実施方針を定めているか		1 (人)
	The state of the s		
1			
5-1-3	 他の大学又は大学以外の教育施設等にお	□ 適切に定めている	
	ける学修、入学前の既修得単位等の認定	□□週別に足めている □□非該当	
1	について、法令に従い適切に定めているか	<u>□ 7FBX =</u>	
1			
1	《大学設置基準第28条》		
	《大学設置基準第29条》		
1	《大学設置基準第30条》 《H3文科省告示68号》		
1	************************************	F 77 7	
	教育課程の編成において、社会的・職業的	□ 配慮している	•
1	自立を図るために必要な能力を培うことに 配慮しているか	□ 非該当	•
1			
	《大学設置基準第42条の2》		
1			
5-2-①	薬学に関する学部又は学科のうち臨床に	□ 実施している	•
1	係る実践的な能力を培うことを主たる目的	□ 非該当	•
	とするものを設置している場合は、必要な 施設を確保し、薬学実務実習を実施してい		
	他放を確保し、架子美術美質を美胞しているか		
1			
1	《大学設置基準第39条の2》		
5-2-2	1年間の授業を行う期間を35週確保してい	□ 確保している	•
1	るか		
	 /十尚訊罢甘淮笠00名《		
1	《大学設置基準第22条》		
	授業を10週(3学期制)又は15週(2学期制)	□ 行っている	•
	にわたる期間を単位として行っているか		
	// 十一一		
1	《大学設置基準第23条》		
1			
5-2-3	授業の方法及び内容並びに1年間の授業	□ 明示している	
	の計画を学生に明示しているか		
	// L 24 = 0 EE + 1 / C = - N		
1	《大学設置基準25条の2》		
5-2-6	通信教育課程を設置している場合又はメ	□ 整えている	
	ディア授業を実施している場合は指導補助	□□非該当	
	者の配置あるいは質疑応答等の指導体制		
	を整えているか		
	 《大学設置基準第25条第2項》		
1	《人字設直基华第25宋第2項 <i>》</i> 《大学通信教育設置基準第3条》		
	《八子通信教育設直基準第3末 <i> </i> 《H13文科省告示第51号》		
	"XIII B B 3.3321.3//		
1			
5-3-(1)	 学位授与方針を定めているか	口 中めている	
3-3-0	▎ ▎▔█▗█▗█▗█▗▆▗▛▗▆▗▗▗▆▜▗ ▗▃▗█▗█▗█▗█▗█▗█▗ ▗▃█▜▜▜▜▜	□ 定めている	
		1	Ι.

5-3-2	成績評価基準を学生に明示しているか	□ 明示している	•
	《大学設置基準第25条の2》		•
5-3-4	卒業認定基準を学生に明示しているか	□ 明示している	•
	《大学設置基準第25条の2》		•
	卒業の要件を法令に従い適切に定めてい るか	□ 適切に定めている	
	《大学設置基準第32条》 《大学設置基準第33条》 《大学設置基準第45条》		
	修業年限の特例措置又は通算措置を講じている場合は、法令に従い適切に定めているか	□ 適切に定めている	
	《学校教育法第88条》 《学校教育法第89条》 《学校教育法施行規則第146条》 《学校教育法施行規則第147条》		

【基準5 教育内容及び方法(大学院課程(専門職学位課程を含む。))】 □ 非該当(大学院課程なし)

4 □ ⊢	75-77 	マウムルソロ	
観点	確認事項	適合状況	根拠(資料等)
5-4-1	教育課程の編成・実施方針を定めているか	口 定めている	
5 4 ®	丰田勋兴从部纪之队/上兴岭部纪之以 ,		
5-4-3	専門職学位課程を除く大学院課程におい	□ 適切に定めている	•
	て、他の大学院等における学修、入学前の	口 非該当	
	既修得単位等の認定について、法令に従		
	い適切に定めているか		
	《大学院設置基準第15条》		
	専門職学位課程において、他の大学院等	ロ 安切に白なるいで	
		□ 適切に定めている	•
	における学修、入学前の既修得単位等の	□ 非該当	•
	認定について、法令に従い適切に定めてい		
	るか(法科大学院については特例措置有)		
	《専門職大学院設置基準第13条》		
	《専門職大学院設置基準第14条》		
	《専門職大学院設置基準第22条》		
	《専門職大学院設置基準第28条》		
	《専門職大学院設置基準第29条》		
5-5-①	教職大学院を設置している場合は、連携協	□ 確保している	
0 0 0	力校を確保しているか		
	171次を確保しているが、	□ 非該当	•
	/ 声明啦十尚贮記罢甘淮驾31久》		
	《専門職大学院設置基準第31条》		
O	 1年間の授業を行う期間を35週確保してい	口 701 - 1 - 7	
5-5-2		□ 確保している	'
	るか		•
	// 上 <i>兴</i> 府=1. 罢甘: <i>推 5</i> 5.4 F 夕 \		
	《大学院設置基準第15条》		
	《大学院設置基準第28条》		
	《専門職大学院設置基準第35条》		
	授業を10週(3学期制)又は15週(2学期制)	□ 行っている	•
	にわたる期間を単位として行っているか	□ 非該当	
	《大学院設置基準第15条》		
	《専門職大学院設置基準第35条》		
	専門職学位課程において、履修科目の登	□ 定めている	
	録の上限を定めているか		
	W	□ 非該当	'
	 《専門職大学院設置基準第12条》		
	《H15文科省告示第53号第7条》		
	□□及符目□小弗33万弗/宋/		
5-5-3	授業及び研究指導の方法及び内容並びに	□ 明示している	·
	1年間の授業及び研究指導の計画を学生		
	に明示しているか(専門職学位課程につい		
	ては、研究指導の方法及び内容、研究指導		
	の計画は不要)		
	《大学院設置基準第14条の2》		

		《専門職大学院設置基準第10条》		
5-5	-5	通信教育課程を設置している場合又はメディア授業を実施している場合は指導補助者の配置あるいは質疑応答等の指導体制を整えているか	□ 整えている □ 非該当	•
		《大学院設置基準第15条》 《大学院設置基準第28条》 《専門職大学院設置基準第8条》 《専門職大学院設置基準第9条》 《H13文科省告示第51号》		
5-6	-1	学位授与方針を定めているか	□ 定めている	•
5-6	-2	成績評価基準を学生に明示しているか 《大学院設置基準第14条の2》 《大学院設置基準第32条》 《専門職大学院設置基準第10条》 《専門職大学院設置基準第33条》	□ 明示している	•
5-6	i-4	専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位論文に係る評価の基準を学生に明示しているか 《大学院設置基準第14条の2》	□ 明示している □ 非該当	•
		修了認定基準を学生に明示しているか 《大学院設置基準第14条の2》 《専門職大学院設置基準第10条》	□ 明示している	•
		博士前期課程を含む修士課程における修 了の要件を法令に従い適切に定めている か 《大学院設置基準第16条》 《大学院設置基準第33条》	□ 適切に定めている □ 非該当	
		博士課程における修了の要件を法令に従い適切に定めているか 《大学院設置基準第17条》 《大学院設置基準第33条》 《大学院設置基準第36条》	□ 適切に定めている □ 非該当	•
		専門職学位課程における修了の要件を法令に従い適切に定めているか 《専門職大学院設置基準第15条》 《専門職大学院設置基準第23条》 《専門職大学院設置基準第29条》 《専門職大学院設置基準第34条》	□ 適切に定めている □ 非該当	•

【基準7 施設・設備及び学生支援】

観点	確認事項	適合状況	根拠(資料等)
7-1-①	校地面積を法令に従い適切に確保しているか	□ 確保している □ 非該当	
	《大学設置基準第37条》 《大学設置基準第47条》		
	校舎面積を法令に従い適切に確保しているか	□ 確保している □ 非該当	
	《大学設置基準第37条の2》 《大学設置基準別表第3》 《大学設置基準第48条》 《大学設置基準第53条》 《大学通信教育設置設置基準第10条》		
	運動場を設けているか	□ 設けている	
	//	□ 同一又は隣接地	
	《大学設置基準第35条》	□ 近接地	
		□ 非該当	
	大学の校舎に専用の施設を法令に従い適	□ 適切に備えている	•
	切に備えているか	□ 学長室	
	《大学設置基準第36条》	□会議室	
	《大学通信教育設置設置基準第10条》	□ 事務室 □ 研究室	
		□ 教室	
		(講義室、演習室、実験実習室等)	
		□ 図書館	
		□ 医務室	
		□ 学生自習室 □ 学生控室	
		□ 体育館	
		_ 111124	
		(通信教育課程のみ)	
		□ 印刷教材等の保管及び発送のための施設	
		光区のための他政	
	特定の学部又は学科に関する附属施設を	□ 適切に置いている	•
	法令に従い適切に置いているか	□附属学校	•
	《大学設置基準39条》	(教員養成に関する学部又は学科) □ 附属病院	
		(医学又は歯学に関する学部)	
		□農場	
		(農学に関する学部)	
		□ 演習林 (株学に関する学科)	
		□家畜病院	
		(獣医学に関する学部又は学科)	
		□ 飼育場又は牧場	
		(畜産学に関する学部又は学科)	
		□ 練習船(共同利用による場合を含む。)(水産学又は商船に関する学部)	
Ī			

		□ 養殖施設 (水産増殖に関する学科) □ 薬用植物園(薬草園) (薬学に関する学部又は学科) □ 体育館 (体育に関する学部又は学科) □ 実験・実習工場 ※原則 (エ学部・学科) □ 非該当	
7-1-3	図書館の設備を法令に従い適切に備えているか	□ 適切に備えている □ 閲覧室	
	《大学設置基準第38条第4項》	□ レファレンス・ルーム □ 整理室 □ 書庫	
7-2-5	学生の厚生補導を行う専任の職員を置く組 織を設けているか	□ 設けている □ 非該当	
	《大学設置基準第42条》		
	健康診断及び学校医による健康相談を定 期的に行っているか	□ 行っている	
	《学校教育法第12条》 《学校保健安全法第13条》		
	社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培うための取組の実施に向けた体制を整えているか		
	《大学設置基準第42条の2》		

【基準8 教育の内部質保証システム】

		1,7			
	観点	確認事項	適合状況	根拠(資料等)	
Ī		組織的にファカルティ・ディベロップメントを	□ 実施している	•	
		実施しているか		•	
		《大学設置基準第25条の3》 《大学院設置基準第14条の3》 《専門職大学院設置基準第11条》			

【基準9 財務基盤及び管理運営】

観点	確認事項	適合状況	根拠(資料等)
<u> </u>	唯総争項 財務諸表を作成しているか	□ 超古状況 □ 作成している	【版》(資料等)
	MANUEL SECTION OF CO. ON.	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	
	《国立大学法人法第35条で準用する独立行	□ 非該当	-
	政法人法第38条》		
	《地方独立行政法人法第34条》		
	《私立学校法第37条》		
	《私立学校振興助成法第14条》 《その他財務諸表に関する各種法令等》		
	会計監査等を実施しているか	口中体している	
	云引血且守を天心しているが	□ 実施している	
	《国立大学法人法第35条で準用する独立行		•
	政法人法第38条第2項》		
	《国立大学法人法第35条で準用する独立行		
	政法人法第39条》 《地方独立行政法人法第34条第2項》		
	《地方独立行政法人法第34条第2項》 《地方独立行政法人法第35条》		
	《私立学校振興助成法第14条第3項》		
	《地方自治法第199条》		
	《その他会計監査等に関する各種法令等》		
9-2-(1)	 事務組織を設けているか	□ 設けている	
	子仍恒线是1次17~000		
	《大学設置基準第41条》		
	《大学院設置基準第35条》		
	《専門職大学院設置基準第35条》		
9-2-③	<u></u> 監事が置かれている場合には、監事監査を	□ 実施している	
	実施しているか	□ 月記させる	
	《国立大学法人法第11条》		
	《国立大学法人法第35条で準用する独立行 政法人通則法第38条》		
	《地方独立行政法人法第12条》		
	《地方独立行政法人法第13条》		
	《地方独立行政法人法第14条》		
	《私立学校法第37条》		
	《その他それぞれの設置形態別に定められた法令》		
	/5法寸/		
9-3-①	自己点検・評価のための体制を整えている	□ 整えている	
	か		
	// ***		
	《学校教育法第109条第1項》 《学校教育法施行規則第166条》		
	大汉教月/広心1] 戏则第100末/		
	自己点検・評価を実施しているか	□ 実施している	
	《学校教育法第109条第1項》		
	《学校教育法施行規則第152条》 《学校教育法施行規則第158条》		

【基準10 教育情報等の公表】

観点	確認事項	適合状況	根拠(資料等)
10-1-1	大学の目的を公表しているか	□ 公表している	•
	《学校教育法施行規則第172条の2》		•
10-1-2	入学者受入方針、教育課程の編成・実施方 針及び学位授与方針を公表しているか 《学校教育法施行規則第172条の2》	□ 公表している□ 入学者受入方針□ 教育課程の編成・実施方針□ 学位授与方針	•
10-1-3	教育情報を法令に従い適切に公表しているか(上記2項目を除く)《学校教育法施行規則172条の2》	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	
	財務諸表等を公表しているか	□ 公表している	•
	《独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第12条》 《その他情報公開に関する法令等、それぞれの設置形態別に定められた法令》		
	自己点検・評価の結果を公表しているか 《学校教育法第109条第1項》	□ 公表している	

法科大学院の未修者又は実務経験者		•	
合が2割に満たない場合には入学者選	^{銭抜} │□ 非該当	•	
の実施状況を公表しているか			
《H15文科省告示第53号第3条第2項》			